

**関西在住の留学生を対象とした県北地方オンラインモニターツアー業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 事業の目的**

本事業は、関西に在住する留学生をモニターとしてオンラインツアーを実施し、福島県県北地方の観光資源の魅力や現状の元気な姿を伝えることにより、福島県への興味関心を喚起し、福島県を応援する立場での SNS 等での情報発信や、コロナ収束後の県北地方へのリアル訪問を促すことを目的とする。

この事業を効果的に実施するための方策について広く提案を募集し、総合的な選考により委託契約候補者を決定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

**2 事業内容**

**(1) 業務の名称**

関西在住の留学生を対象とした県北地方オンラインモニターツアー業務

**(2) 業務内容**

別紙仕様書（案）のとおり

**(3) 委託業務期間**

委託契約締結日から令和3年12月28日（火）までの期間

**(4) 委託費の上限**

1, 125, 300円（消費税及び地方消費税を含む）

**3 プロポーザルに係る事項**

**(1) プロポーザル参加の条件**

本プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は次に掲げる条件を全て満たしている者としてします。

また、複数の者がグループを構成し共同提案することも可としますが、この場合は代表する者を定めその者から企画提案書等必要書類を提出することとし、グループを構成する個々の者の参加資格についても同様に取り扱うこととします。

ア 福島県内に本社又は事務所・事業所を有し、県内で確実な業務遂行体制が確保されていること。

イ 福島県県北地方の地域情報に精通していると認められる者であること。

※県北地方：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てが

なされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた直後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

オ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

カ 募集開始からプロポーザル審査会の日までに福島県から指名停止を受けていない者であること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。

ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

## **（2）実施要領等の入手方法**

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県県北地方振興局ホームページからダウンロードして入手してください。

なお、福島県県北地方振興局の窓口又は郵送等での配付は行いません。

## **4 質問等の受付**

質問については、以下により受け付けます。

なお、本プロポーザルについては、事業説明会は実施しません。

### **（1）受付期間**

令和3年9月21日（火）12時まで（必着）

### **（2）提出方法**

質問書（第1号様式）により、「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで電子メール又はFAXにより提出してください。件名は「県北地方オンラインモニターツアー業務に関する質問」とし、電子メール・FAXとも電話にて送付した旨お知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

### **（3）回答**

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県県北地方振興局のホームページに令和3年9月22日（水）までにその都度掲載します。（個別の問合せに対する回答は行いません。）

## **5 参加表明書の提出**

プロポーザルに参加する意思のある者は、「関西在住の留学生を対象とした県北地方オンラインモニターツアープロポーザル参加表明書」（第2号様式）を「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出してください。

なお、参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けません。

### **（1）提出期限**

令和3年9月24日（金）17時まで（必着）

### **（2）提出方法**

郵送、電子メール又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の9時から17時までとします。

※郵送又は電子メールで提出した場合は、必ず電話にて送付した旨お知らせください。

### **(3) その他**

参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

## **6 企画提案書等の提出**

プロポーザルに参加する意思のある者は、「5 参加表明書」の提出を行った上で、企画提案書等を次の提出期限までに「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出してください。

### **(1) 提出期限**

令和3年9月29日（水）17時まで（必着）

### **(2) 提出方法**

郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の9時から17時までとします。

### **(3) 企画提案書等**

別紙1「関西在住の留学生を対象とした県北地方オンラインモニターツアー業務委託公募型プロポーザルにおける企画提案書作成要領」で定める書類及び部数を提出してください。

## **7 企画提案書等の提出に際しての留意事項**

### **(1) 失格又は無効**

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、プロポーザル参加者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 本実施要領に違反すると認められる場合

キ その他、県が予め指示した事項に違反した場合

### **(2) 複数提案の禁止**

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

### **(3) 辞退**

参加表明書又は企画提案書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

### **(4) 費用負担**

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

## (5) その他

- ・企画提案書を提出した後に提案を追加することは認めません。
- ・提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ・提出された企画提案書等は、返却しません。
- ・委託費の上限額を超える提案は、無効とします。
- ・提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

## 8 プロポーザルの審査に関する事項

プロポーザル参加者からの提案を受け、審査会においてこれを総合的に評価し、委託契約候補者（単独随意契約予定者）を選定します。

### (1) 審査会（プレゼンテーション）

審査会はオンラインで実施します。

#### ア 開催日時（予定）

令和3年10月1日（金）※時間等詳細については、後日連絡します。

#### イ プロポーザルの所要時間

15分間以内の説明と10分間以内の質疑を実施します。

#### ウ 審査基準及び評価基準

別紙2「関西在住の留学生を対象とした県北地方オンラインモニターツアー業務委託公募型プロポーザルにおける審査基準と評価基準」参照のこと。

#### エ 委託契約候補者の選定

- ・審査委員は、審査基準の項目ごとに評価基準により評価点数をつけます。
- ・各審査委員の評価点数の合計得点が最も高く、かつ、最低基準を満たしている者を委託契約候補者（単独随意契約予定者）とし、それに次ぐ得点の者を次点者として決定します。
- ・評価配点の上限（100点）に審査委員数を乗じた評価配点合計の60%以上の合計点を得ていることを最低基準とします。
- ・得点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会において再協議し、委託契約候補者及び次点者を決定します。

### (2) 通知等

ア 審査結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。

イ 審査結果に関する説明請求

選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

### (3) 契約の締結等

#### ア 仕様書の協議等

選定した委託契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は、委託契約候補者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。

#### イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定します。なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。

#### ウ その他

委託契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は委託契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議します。

## 9 主なスケジュール

項目	日程
公募開始	令和3年 9月14日(火)
質問受付	令和3年 9月21日(火) 12時まで
質問回答	令和3年 9月22日(水) までに随時
プロポーザル参加表明期間	令和3年 9月24日(金) 17時まで
企画提案書提出期間	令和3年 9月29日(水) 17時まで
審査会(プレゼンテーション)の実施	令和3年10月 1日(金)
審査結果通知	令和3年10月 4日(月)以降
契約締結	令和3年10月 4日(月)以降

## 10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16 福島県庁北庁舎4階

福島県県北地方振興局

企画商工部地域づくり・商工労政課(担当:主査 遠藤香織)

電話 024-521-2658

FAX 024-521-2853

メールアドレス dc.kenpoku@pref.fukushima.lg.jp